

「うつくしまつり開催

今年の小町ふれあいフェスタには、あぶくま町村交流会加盟11市町村が出店し、第5回とうろく君まつりを同時開催いたします。

「ご来場いただき、各市町村の特産品を味わってみませんか。」

総合労働相談コーナー のご案内

「職場でのトラブル解決 をお手伝いします」

企業の組織再編や人事労務管理の個別化などにより、職場における個々の労働者と事業主とのトラブル（紛争）が増加しています。

福島労働局では、「総合労働相談コーナー」を県内5ヶ所に設置し、解雇、労働条件、募集・採用、男女均等取り扱い、セクシユアルハラスメントなど、労働問題に関するあらゆる分野について、総合労働相談員が労働者・事業主からの相談をお受けし、紛争の自主的な解決を促進するための援助を行なっています。

また、個別労働関係紛争に關して当事者から援助を求められた場合には、「労働局長の助言・指導」や「紛争調整委員会による斡旋」により、解決に向け

て福島労働局が無料でお手伝いをします。

職場でのトラブルにお悩みの方、トラブルの発生が心配な方、人事・労務などで疑問をお持ちの方は、お気軽に最寄りの「総合労働相談コーナー」にお問い合わせください。

◆問い合わせ

◎郡山総合労働相談コーナー

〒963-8025

郡山市桑野2-1-18

(郡山労働基準監督署内)

☎024-922-1370

◎福島労働局

総合労働相談コーナー

〒960-8021

福島市霞町1-46

(福島合同庁舎5階)

☎024-536-4600

平成18年度「福島県 若者・フリーター 就職支援セミナー」

就職活動中の若者・フリーターの皆様に支援するため、県の主催で就職支援セミナーが開催されます。セミナーでは、専門のキャリアカウンセラーが担当し、履歴書の書き方、面接試験の受け方を始めとして、就職活動に役に立つことを実践形式で学ぶことができます。

なお、雇用保険受給資格者がこのセミナーを受講した場合、

「求職活動」を1回行なったものとみなされます。

●期日

11月14日(火) 10時～17時

(働くことの意義、自己理解など)

11月15日(水) 10時～17時

(応募書類の作り方、面接の受け方など)

●場所

郡山市ビッグアイ

●定員 20名(申し込み多数の場合は、抽選により受講者が決定されます)

◆問い合わせ・申し込み先

福島県就職サポートセンター

☎024-927-4772

10月は「労働保険 適用促進月間」です

『雇ったら、入る。』

労働保険(労災保険・雇用保険)は、労働者が労働災害や失業したときに必要な保険給付を行い、生活の安定・社会復帰や再就職の促進・雇用機会の増大等を図ることを目的として、政府が管理・運営している強制的な保険制度です。

事業主のみならず、

加入手続きはお済み

ですか。

加入手続きを怠っていた期間中に、労働災害が生じ労災給付を行った場合、遡及して労働保

険料を徴収するほか労災給付に要した費用の全額・一部を徴収することとなります。

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

手続きがお済みでない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)または労働保険事務組合(労働保険の事務を代行する団体で、商工会・事業協同組合等があります)におたずねください。

◆問い合わせ

福島労働局

☎024-536-8800

知っていますか?

建設業退職金共済制度

この制度は、建設現場で働く方々のために「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼りその労働者が建設業界で働くことをやめたときに建設業退職金共済制度から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◎加入できる事業主
建設業を営む方

◎対象となる労働者
建設業の現場で働く人

◎掛金 月額310円

▼特長

- 国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

◆問い合わせ

建設業退職金共済事業本部

福島支部

☎024-523-1618

ホームページアドレス

<http://www.kentai.kyo>

taisyokukin.go.jp

ごぞんじですか!

検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあったが、検察官がその事件を起訴してくれないのはどうも納得できない。そのような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。

◆問い合わせ

郡山検察審査会事務局

☎024-932-5656